

令和7年度被爆二世健康診断実施要領

1 目 的

原爆被爆二世（以下「二世」という。）の中には、健康面での不安を訴え、健康診断を希望するものが多い現状に鑑み、健康診断を実施して、二世の健康状況の実態を把握するとともに、健康管理に資することを目的とする。

2 実施体制

事業は、厚生労働省の委託を受けた佐賀県が実施し、実施に必要な広報を行うとともに、健康診断については医療機関に委託して実施する。

3 健康診断の対象者

二世であって、受診を希望する者とする。

4 健康診断の内容

（１）健康診断は、一般検査及び精密検査によって行うものとし、精密検査は一般検査の結果さらに精密な検査を必要とする者について行うものとする。

また、受診者に対しては、受診者本人通知用の健康診断個人票を送付し、結果を通知するとともに、希望者には受診した医療機関においてカウンセリング等の指導を行うものとする。

（２）一般検査は、次に掲げる範囲とする。ただし、肝機能検査及びヘモグロビンA1c検査については、医師が必要と認めた場合に行うものとし、血清蛋白分画検査による多発性骨髄腫検査については、受診者の希望により行うものとする。

なお、問診の際に受診者の健康状態に対する適切な指導を併せて行うものとする。

ア 視診、問診、聴診、打診及び触診による検査

イ CRP定量検査

ウ 血球数計算

エ 血色素検査

オ 尿検査（ウロビリノーゲン、蛋白、糖、潜血）

カ 血圧測定

キ AST検査法、ALT検査法、 γ -GTP検査法による肝臓機能検査

ク ヘモグロビンA1c検査

ケ 血清蛋白分画検査による多発性骨髄腫検査

（３）精密検査は、次に掲げる範囲内で医師が必要と認めるものを行うものとする。

ア 骨髄造血像検査等の血液の検査

イ 肝臓機能検査等の内臓の検査

ウ 関節機能検査等の運動器の検査

エ 眼底検査等の視器の検査

オ 胸部エックス線撮影検査等のエックス線検査

カ その他必要な検査

5 健康診断の実施時期等

- (1) 保健福祉事務所長は、二世健康診断の受診希望者から受診申込書（様式1号）を受け付け、受診希望者を取りまとめる。受診希望者が被爆二世であることの確認は、親の被爆者健康手帳の写し等により行うものとする。

なお、受診希望者に対する受付は、原則として令和7年(2025年)11月30日までとする。

- (2) 保健福祉事務所長は、受付をした月ごとに、交付番号、氏名及び住所を記載した健康診断受診希望者名簿（様式2号）を作成する。また、委託医療機関及び受診希望者と連絡をとり、実施期日を定め両者に速やかに通知し、受診希望者には受診票、健康診断個人票、問診票を送付する。健康診断受診希望者名簿（様式2号）に実施予定期日を記載したものを委託医療機関及び県健康福祉政策課長あて送付するものとする。

なお、県健康福祉政策課送付分には備考欄に委託医療機関名を記載すること。

- (3) 受診票の提示を受けた委託医療機関は、受診希望者名簿と照合のうえ検査を実施し、当該受診票及び受診希望者名簿を保管するものとする。委託医療機関は、検査の結果、精密検査が必要であると判定した受診者について、県健康福祉政策課長に連絡し、精密検査を実施する。連絡を受けた県健康福祉政策課は、委託医療機関に個人票（精密検査用）を送付する。

- (4) 委託医療機関は、令和7年(2025年)7月1日から令和8年(2026年)2月28日までに一般検査及び精密検査を行い、個人票（受診者本人通知用）により受診者へ結果を通知する。また、請求書兼実施報告書に健康診断個人票（厚生労働省提出用）、問診票（厚生労働省提出用）、受診票及び受診希望者名簿（様式2号）を添付し、令和8年（2026年）3月10日までに県健康福祉政策課長に提出する。

6 受診者のプライバシーの保護

健康診断の実施にあたっては、受診者等のプライバシーが保護されるよう細心の配慮をするものであること。

7 健康診断の実施機関

委託医療機関は、次のとおりとする。

- ・ 地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館：佐賀市嘉瀬町大字中原400
- ・ 独立行政法人地域医療機能推進機構佐賀中部病院：佐賀市兵庫南3-8-1
- ・ 唐津赤十字病院：唐津市和多田2430
- ・ 伊万里有田共立病院：西松浦郡有田町二ノ瀬甲860
- ・ 社会医療法人 祐愛会（織田病院）：鹿島市高津原4306
- ・ 独立行政法人国立病院機構 東佐賀病院：三養基郡みやき町原古賀7324
- ・ 医療法人静便堂 白石共立病院：杵島郡白石町福田1296
- ・ 公立佐賀中央病院：多久市東多久町大字別府3562番地外
- ・ 医療法人敬和会 持田病院：武雄市武雄町大字武雄5858-1

8 健康診断の所要経費

佐賀県は、健康診断に必要な次の経費を医療機関に支払う。

- (1) 別に定める検査費の基準に準じて算出された検査に必要な経費。
- (2) 健康診断実施のための事務に必要な経費。

ただし、受診者に対する交通費は支給されない。

<令和7年度原爆被爆二世健康診断検査費>

- ・ 次の表の検査費の基準に準じて算出された検査に必要な経費
- ・ 事務に必要な経費

基 準 額	対 象 経 費
医療機関に委託して健康診断を実施した場合、次による算定額 <u>9,320円</u> ×検査人員 (血清蛋白分画検査による多発性 骨髄腫検査を実施した場合は <u>1,628円</u> を加算する。)	一般検査及び精密検査の実施を 医療機関に委託するために必要 な経費

(但し、基準額と検査に要した額とを比較して少ない方の額とする。)